

## 伊達商工会議所展示会等参加助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、伊達商工会議所（以下、「本所」という。）会員企業の販路開拓・拡大を支援し、もって地域中小企業の振興発展に寄与することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、本所会員企業で販路開拓・拡大を図ることを目的に、展示会等に参加する者へ予算の範囲内で助成金を交付する。

### (助成額)

第3条 助成額は、一事業所一催事参加に係る費用の自己負担の2分の1以内（1,000円未満は切り捨てとする。）で、道内で開催されるものについては50,000円、道外で開催されるものについては100,000円を限度とする。

但し、特に必要があると会頭が認めた場合には、限度を超えて支給することができるものとする。

### (助成申請手続)

第4条 助成を受けようとするものは、展示会等参加の1か月前までに、所定の「助成申込書」(別記様式第1号)に展示会等への参加申込書の写しを添えて、本所に提出しなければならない。

2 申込者は展示会等終了後、すみやかに「助成報告書」(別記様式第2号)に次の関係書類を添えて本所に提出しなければならない。

(1) 助成金交付請求書(別記様式第3号)

(2) 展示会等の様子を写した写真(サイズは任意とする。)

(3) 参加に掛かった費用(飲食代は除く)の領収書または振込書の写し

### (助成金の交付)

第5条 前条第2項の関係書類の提出があった後、当該助成金を交付する。

### (助成金の返還)

第6条 本所は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金を返還させるものとする。

附 則(平成22年6月1日制定)

### (施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成23年2月28日制定)

### (施行期日)

1 第3条(助成額)の改正規程は、平成23年4月1日から施行する。